

【研究ノート】

公益法人規定の適用対象と民法施行法（旧）28条

Die juristische Personen und alter Art. 28 jap EGBGB

関 義央
SEKI Yoshihiro

要旨 民法上の公益法人制度は2006年に抜本的に改正され新しい非営利法人制度へと変化を遂げた。一方、社寺や教会といった宗教団体は、戦後、民法とは別の特別法たる「宗教法人法」に基づく宗教法人として法人格を付与されてきた。そして、宗教法人は公益法人の一種とされながらも上記公益法人制度改革においては宗教法人制度の新制度への統合といった抜本的改革は学校法人などと共に実施されなかった。以上のように、宗教団体に対して民法は一定の距離を保ってきたようにも見受けられるが、実は、歴史的にみると民法による宗教団体の直接的規律は全く検討されなかったわけではなかった。むしろ、民法典制定段階では宗教団体もまた民法上の公益法人として民法が適用される予定であった。それを覆したのは、民法典公布後突如として規定された民法施行法28条（1951年の宗教法人法施行時に削除）だった。本稿は当該規定による宗教団体への民法適用回避に至った経緯を法典調査会の議事録から考察する。

I はじめに

現在の我が国において、寺院や神社、そして教会をはじめとする多くの宗教団体は、宗教法人法の規定に基づき「宗教法人」という法人格を与えられ、日常の活動を行っている。

もっとも、この法人格を与える根拠は宗教法人法のみによるのではない。宗教団体は後に見るように現行民法典起草段階からそこに規定されていた公益法人の一種とされていたし、現在においても、民法の規定に基づいて宗教法人法上の宗教法人として成立し（33条1項）、宗教法人の設立手続きや設立後の宗教法人の運営などについて宗教法人法の規定に委ねられている（33条2項）。

この宗教団体に法人格を与える根拠法の根本たる民法の法人に関する規定が2006（平成18）年改正され、2008（平成20）年に施行された。改正法は既存の宗教法人法や宗教法人に直接的に影響を与えるものではないが、これまでの民法の法人制度、すなわち公益法人が民法典そのものの体系から離れ、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）」などによる一般法人＋公益法人という「二階建て」の制度に変容する中で、本来であれば新制度の中に組み入れられてしかなるべき公益法人たる宗教法人のあり方を今後どのように制度設計するかは大きな課題となっていくであろう。実際、宗教法人のような特別法上の公益法人の抜本的改革—非営利法人法制における一般法人法の一般法化—を主張する論者も既に存在するし¹⁾、近年の宗教法人の公益性に関する議論もその一環と考えられる。

以上のことを踏まえた上で、本稿は、「では、なぜ2006年改正前の民法において宗教団

体は民法上の公益法人の範疇から外れていったのか？」を考えてみたい。それを考察することは如何様に解するにせよ、非営利法人体系の中での宗教団体の位置づけを考える場合に参考になると思われる。そこで考察の対象となるのは民法の制定過程の議論、すなわち法典調査会でのそれである。また、現行民法典制定前の状況にも必要な限りふれる²⁾。

Ⅱ 現行民法典制定前における寺院に対する法的規制

1 明治初年の単行法

(1) 廃仏毀釈運動と寺院の廃合

明治新政府は、政権掌握直後の1868（慶応4）年3月13日に「祭政一致」の布告を出し、新しい社会編成を支える理念を神政国家原理に求め、その方針を貫くため神祇官を中心として神道国家政策を打ち出し、奈良時代以来の神仏習合の様相を神社から払拭すべく同年3月28日「神仏分離令（神仏判然の令）」を發布した³⁾。これをきっかけとして、全国に「廃仏毀釈」運動が勃発することとなった。この運動により、多くの貴重な文化財が滅失すると共に、多数の寺院の廃合を招来し、人々の信仰心そのものの衰退や道義心の衰退をも引き起こした⁴⁾。

しかし、政府はその対抗策を意識的にとることはなく、かえって廃仏の伺出に対して一般的、概括的にその許可を与えていた。けれども、1870（明治3）年末頃から個々の寺院について、関係者の支障を含め民心の動揺に配慮して統合の是非につき慎重に取り扱うようになった⁵⁾。やがて、1873（明治6）年の教部省の設置後、寺院廃合願には、本寺及び法類、檀家の添書が要件とされ、1875（明治8）年10月の太政官達⁶⁾により、無檀無住を各官庁が取り調べ、その他は寺檀出願の上、いずれも教部省への伺出が必要となり、地方長官や僧侶が独断で寺院の廃合を断行することに歯止めがかけられた⁷⁾。

(2) 社寺創立への法規制

一方、社寺の創立については、1872（明治5）年に無届けによる社寺創立が禁止された⁸⁾。その後、教部省に代わる内務省によって、1878（明治11）年「社寺取締概則⁹⁾」が出されると、その1条により、社寺の創建には、神官住職、又は氏子檀信徒予定の者たちによる連署と戸長奥書ある願出、永続財産の目処、地所建物社寺の体が備わっていること及び府県の認可を要した。ただ、内務省へは届出でのみでよいとされた¹⁰⁾。

しかし、その結果社寺の濫立ともいえる状況となったため、1880（明治13）年、「社寺創立再興復旧等員数増加ニ係ル願ヲ許否スル事」は「主務ノ省」、すなわち内務省の権限とされ¹¹⁾、更に、1886（明治19）年には、極めて例外的場合を除いて「創立再興復旧セサル事」とされ、内務省への伺いを経ずに処分するよう訓示がされた¹²⁾。これによって、原則として社寺の創設は禁止されることになった¹³⁾。

なお、社寺取締概則をはじめとする達は、後に述べるように民法施行法28条により社寺への民法の適用が回避されたため、寺院については1940（昭和15）年の宗教団体法施行まで有効とされた¹⁴⁾。

2 旧民法典における法人規定

(1) 旧民法典と民法草案

その後、治外法権を認めた不平等条約の改正への動きの中で憲法典や刑法典など現在の主要六法の制定が企図され、民法典の制定作業も本格化する¹⁵⁾。そして、1890（明治23）年に旧民法典が公布された。

旧民法典にはわずか1カ条だけであるが、法人についての規定がなされた。

旧民法人事編5条 「法人ハ公私ヲ問ハス法律ノ認許（注—下線筆者。以下同じ）スルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス又法律ノ規定ニ従フニ非サレハ私権ヲ享有スルコトヲ得ス」

旧民法典においては、営利団体はともかく、非営利団体—もちろん公益目的の団体も含まれる—に対する法人の付与に抑制的である解されている¹⁶⁾。これは旧民法起草で参考にされたフランス、イタリア民法などに類似する。

さて、当該規定は草案段階においては次のような内容であった。

民法草案人事編6条 「無形人ハ公私ヲ問ハス法律ノ之ヲ認許スルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス又法律ノ之ニ付与スルモノヲ除クノ外私権ヲ享有スルコトヲ得ス其設立ノ条件及ヒ其権利ハ此法律及ヒ特別法ニ之ヲ規定ス」

一般に旧民法の起草者としてはボアソナードの名がよく知られているが、法人規定が入っていた人事編は日本人による起草であると考えられている¹⁷⁾。

(2) 特別法による規定

そして、この草案の理由書には次のような記載がある。

「我国ニ於テハ従来ノ慣習ニ依リ社寺等ノ如キ真ニ無形人ヲ組成スルヤ否ヤ尤モ曖昧ニ属セリト云ハサルヲ得ス故ニ民法ハ只原則ヲ立ルノミニシテ其適用ハ特別法ニ譲ルモノナリ¹⁸⁾」

このように、旧民法典ではあくまで基本原則のみを規定し、あとは特別法に委ねるスタンスを採っている¹⁹⁾。その理由として、社寺などは本当に無形人＝法人に該当するかどうか曖昧と言わざるを得ないからだとする。

また、同理由書の別の箇所にも、

「之ヲ実施セントスルトキハ従前ヨリ存立セル無形人殊ニ社寺等ノ地位ヲ確定スルノ必要アリ法律ノ認許ヲ得ル為メ遵守スヘキ諸般ノ手続ヲ定ムルノ必要アリ又法律ニ違背シ無形人ヲ造成スルノ弊害詐欺ヲ予防スルノ必要アリ是等ハ特別法ヲ以テ規定スベキモノトス²⁰⁾」

とあり、社寺などの地位確定や法律の認許を得るための手続きなどを特別法において規定

すべきとしている。

社寺に法人格を与えるかについて、理由書は正面から認めていないが、社寺向けに特別法を制定すると述べているくらいであり、起草者は法人として認めるつもりであったと考えられる²¹⁾。

もっとも、草案に存在した特別法の明記が削除されているが、当然の内容であるから規定する必要がないと判断されたと推測されている²²⁾。

以上のような内容をもつ旧民法典であったが、結局法典論争の末に施行されずに終わり、その修正として現行民法典が制定されることになった。しかし、社寺に関する民法法人規定から特別法へ規範を委任するという基本姿勢は、後に見るように当時の日本人立法者の共通認識となっていく。

Ⅲ 民法典の起草過程における法人規定

1 基本姿勢における旧民法典との異同

現行民法典の起草作業を担ったのは、時の首相伊藤博文を総裁とする法典調査会であった。以下、民法典の起草過程における宗教団体と法人制度に関する規定についての法典調査会での審議状況を見ていこう。

現行民法典の草案では法人規定は総則編に置かれ、草案全体で参照されたドイツ民法典第一草案の影響からか、旧民法とは異なり約50カ条にわたる規定が起草された。それらの規定の概要は公益の社団・財団に法人格を付与する一営利団体は民法の対象外—というものであった²³⁾。更に、旧民法ではそれによって規律される法人に国や地方公共団体のような公法人と民間団体の私法人とを想定していたが、現行民法の草案ではそのような内容は見当たらなくなった。民法では公法人に関する規定を設けないためだとされている²⁴⁾。

さて、社寺への法人格の付与に関しては、主査委員会²⁵⁾での審議序盤から注目すべき点が存在する。具体的な内容に入る前における目次の吟味の段階において、起草委員の一人であり、かつ法人規定起草の直接の担当者であったとされる穂積陳重は、民法に基づき認められる法人の範囲については全ての事象を対象にできないので、「行政上ノ関係、立法上ノ関係等ヲ見テ民法ニ必要ナモノ丈ケヲ入レルト云フコトハ必ズ有ルデアラウト思ヒマス²⁶⁾」として、旧民法と同様に特別法によって別途規定するという方向性を示している。その後、穂積の示唆通り、法人規定の冒頭に旧民法人事編5条前段と同趣旨の「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」という規定が起草され、原案のまま民法33条²⁷⁾となり、民法の公益法人規定の特則たる特別法に道を開く根拠規定となる。

一方、やはり起草委員であった富井政章は「神社仏閣」を法人と認めるかについて、私見としては「法人ト認メルト云フ方ニ傾イテ居リマス²⁸⁾」と前向きであることを表明している。この点は旧民法の起草者以上に踏み込んだといえる。

2 宗教に関する公益法人

次に、これらの発言を前提に実際の草案とその議論をみていく。

民法草案 37 条 「祭祀、宗教、慈善、学問、技芸其他公益ニ関スル社団若クハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」

本条は公益法人設立の根拠規定に関する草案である。一見すればわかる通り、「祭祀、宗教」を公益と考えていたことが分かる。そして、宗教のような公益に関する社団・財団で非営利目的のものは主務官庁の許可を要するとした。本条の提案理由によると、これは既に見てきた社寺取扱概則 1 条といった当時の「現行法規ヲ参酌シ²⁹⁾」起草したという。

様々な公益のうち宗教が特に明示されている理由は、単に公益に関する社団・財団と汎称すると、「其意義稍漠然ニ失スルノ嫌アル」ので、諸外国の例に倣い「特ニ法人設立ノ目的中最モ普通ナルモノヲ指示スルヲ便利ナリトセルカ故」だとする。先ほど見た通り、起草委員は特別法による法人格の付与を想定に入れつつも、草案の起草段階では、草案 37 条のように祭祀、宗教に関する非営利目的の社団・財団—これらには当然社寺も含まれると考えられる—は民法上の公益法人として取り込むことを意図していたと思われる点においても旧民法よりも一段と踏み込んだ姿勢を見せている。なお、当該列举は例示列举事由と解されている³⁰⁾。

本条の審議において本稿との関連で指摘する点としては、①主務官庁の意義、②公益の意義、③社団における構成員の具体例が挙げられる。①については起草委員の穂積によると、当時の内務省のような中央官庁だけでなく、社寺取扱概則 1 条規定されていた府県のような当時の地方庁も主務官庁に該当するという³¹⁾。

②については、公益とは「多勢ノ人ノ利益」かと問う主査委員の高木豊三³²⁾に対し、穂積はその通りであると答えている³³⁾。また、同じく主査委員の横田國臣³⁴⁾が「公益ニ関スル」ではなく、「公益ヲ目的トスル」との変更を提案した際の討議の中で、穂積は草案通りでも宗教などの列举事由は「矢張り公益ノ一ツノモノデアル」と答弁している³⁵⁾。改めて列举事由＝公益目的ということを確認したものと思われる³⁶⁾。

③については、社団の構成員の具体例として穂積が氏子を挙げていたことが注目される³⁷⁾。

3 民法適用への異論

主査委員会において草案 37 条は修正なしとして一旦議決された。ところが、その後の審議で主査委員の末松謙澄³⁸⁾から社寺の取り扱いについて異論が出された。末松は社寺について、法人や定款といった用語を使用するのは「地方人民ノ感情ニ障ルヤウナコトガアリハセヌカト云フ事ヲ恐レル」として、「避ケテヤリタイモノデアリマス」と主張した。しかし、一方で社寺に関する財産はその社寺の名において登記することの必要性を認め、私見として、「今ノヤウナルモノニ付テハ、何カ別ニ定メル所ノ規則ニ依テ、自然ニ之ニ合スルモノハ、其事実ニ依テ法人トナルト云フヤウナ風ノ工夫ガ何処カニ付ケマスルト云フト、極都合ガ宜イノデアル」と提案した³⁹⁾。

これに対し、穂積は外国においても宗教団体に関する特別法はいくらでもあり、「是レカラ先キモ社寺ニ関スル特別法モ必ズ出来ルデアラウ、……特別法ノ出来ル事ヲ希望致シマスカラ、本条ノ如キモノガアツテモ實際上不都合ハアルマイカト思ヒマス⁴⁰⁾」と述べ、社寺に関して民法とは別の特別法を制定することを容認したのであった。穂積は主査委員

会に続く総会での審議においても各種公益法人に特別法を必要とし、草案37条は「通則」である旨を発言している⁴¹⁾。以上の穂積発言は、先ほど指摘した祭祀、宗教に関する非営利団体を民法の公益法人にするという草案起草段階の方針とは明らかに矛盾するものであり、この段階でも社寺を法人法体系の中でどのように扱うかについて一起草委員の中においてさえ一ある一定の方向性が見いだせていなかったことをうかがわせる。また、この点に関し、起草者の見解において、宗教結社についての特別法の構想や特段の考慮がなされた痕跡を見いだすことができないとの見解も存する⁴²⁾が、以上の穂積の発言からして、全く考慮していなかったとは言い切れないと思われる。

なお、穂積は主査委員会での上記発言時、祭祀、宗教に関する団体は「財団法人ニ属スルモノガ十ノ八九デアロウト思フ」とも述べている。現在では宗教団体は社団と財団の両方の性質をもつものと理解されている⁴³⁾。

草案37条は、以上のような末松と穂積との質疑応答後に開催された総会でも原案通り議決され確定したが、帝国議会提出の直前の整理会において、「学問」を「學術」に、「若クハ」を「又ハ」にそれぞれ変更された⁴⁴⁾。1896（明治29）年、第9回帝国議会に提出された民法草案37条改め民法中修正案34条は衆議院・貴族院の両院において原案通り可決され、同年4月民法34条として公布された。

その後法典調査会は民法の親族編・相続編起草と民法施行法案起草に取り掛かった。その間既に公布された民法34条は他の規定とともにその施行を待っていたが、ここから社寺と民法との関係は大きな分水嶺を迎えることになる。

IV 民法施行法による公益法人規定適用の回避

1 突然の方針転換

1951（昭和26）年、宗教法人法が施行されるまで民法施行法28条は以下の通り規定されていた。

「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」

この規定により、実際に民法の公益法人規定が社寺に適用されることはなかった。ところが、これは民法施行法起草時に初めから予定されていたものではなかった。

当初、民法施行法草案30条には民法施行前に存在した社寺や社団・財団を取り込むため、「之ヲ法人トス」という正反対の規定が用意されていた。そして、激論の末法典調査会では原案通り可決された⁴⁵⁾。

しかし、その後開催された整理会において、突然同法草案30条改め19条の文言から「社寺」の文字が削除された。起草委員の梅謙次郎は、内務省からの意見があり、起草委員たちの間でも「少シ考ヘマスルコトガアツテ」削除したと述べ、更に別の条文として同法28条一草案段階では27条一を起草したこと、内務省が社寺に関する特別法案を起草したことが報告され、社寺に対し、先に施行される民法をまず適用し、その後施行される特別法を改めて適用すると「余計ナ手数」になるので、「社寺」を削除したと説明した⁴⁶⁾。

2 政府内の思惑

整理会における民法施行法草案 28 条についての議論の中心は、祠宇や仏堂—提案段階では草案にこれらの明記はされていなかった—そして教会といったものが例外の対象となるのかといったものであったが、そもそも、なぜ社寺を民法の公益法人規定の適用から除外することにしたのか。

審議の中で、内務省社寺局長の久米金弥は、理想は民法 34 条の「祭祀、宗教」を削除してほしいとした上で、西洋が起源であるキリスト教の教会とは異なり、日本独自の社寺に—西洋のそれを参考に起草された—民法の法人に関する設立や管理の規定でどうしても適用できない規定が生じてしまう点を理由として挙げた⁴⁷⁾。しかし、突然の「方針転換」は起草委員たちにも衝撃だったようで、梅は久米の「宗教」の文言の削除提案に反対を表明する異例の事態となった⁴⁸⁾。

梅は、法人規定は漠然としたものであり、いかなる法人であろうとも適用できないことはない。もちろん社寺であっても。しかし、数百年ないし数千年の習慣がある社寺の体制を一朝にして改めることは「実際困難」であるから、「少ナクモ当分ノ内ハ民法ヲ施行シナイト云フコトデ余儀ナクああ云フ法分ヲ置キマシタ」と心情を吐露した⁴⁹⁾。

結局、適用が除外されるものとして、社寺に加え、「祠宇及ヒ仏堂」が追加され、草案は可決された。その後、帝国議会でも原案通り可決され、社寺などへの公益法人規定の適用が見送られた。

内務省がなぜ公益法人規定適用に待ったをかけたのか実のところははっきりしていない⁵⁰⁾。しかし、その理由をうかがわせる発言が残っている。すなわち、都筑馨六⁵¹⁾によると、神社、例えば伊勢神宮は当時歳入歳出とも帝国議会の議決が必要であり、その運営は「政府ノ行政ノ一部デアリマス」と述べ、寺院も行政が「非常ニ嚴重ニ監督ヲシ保護ヲシテ居ル」し、宗派も社寺に近く、その性質は町村—公法人—のようなものだと言っている⁵²⁾。このような発言から推測すると、—とくに神社に関しては国家神道という思想も背景に存在すると思われるが—当時の政府内の意識として、端的に社寺は—まさに江戸時代の社寺の役割がそうであったように—行政府の一部である。あるいは、その性質は私的であり、私法人かもしれないが、宗教の掌握ひいては国民の掌握という公的目的においては、間接的、二次的ではあるが、「行政」の機能を法人に併存させているといった理解が存在していたのではないだろうか。それゆえ、私法の基本法たる民法での直接的、一時的規律は社寺にはそぐわない、かつ政府としては不都合である。そこで、既に議論の俎上に載っていた社寺に関する特別法制定を実現する方向で動き出した方が利点が多いとの判断がなされたのではあるまいか。前述の通り、公法人を民法で規律していないのだから、それと類似の性質のものは民法の適用から除外しようと考えても不思議はあるまい。また、そのように解することは、既に見た明治初年における単行法の厳しい監督、規制と整合性をもつものと思われる。

V 結びにかえて

以上のように、法典調査会議事録からはわが国特有の国家と社寺の関係という事情により、宗教団体への民法上の公益法人規定適用が回避され、宗教団体に法人格を与える特別

法が検討されるに至ったことをうかがわせる。国家による宗教団体のコントロールこそが戦前における宗教団体を公益法人とすることを認めなかった最大の理由のように思われる。引き続き、民法制定前後における社寺に関する判例を分析するとともに、民法施行後数次にわたって帝国議会に提出され、議論された宗教法案や宗教団体法案についても研究を進め、その背景を明らかにしていきたい。

- ¹⁾ 後藤元伸「非営利法人制度」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』58頁（有斐閣、2007年）。
- ²⁾ 本稿でとり上げる各法令の適用対象は、特に断りのない限り寺院であり、関連する範囲で神社もふくまれる。
- ³⁾ 牛尾洋也「明治期の社寺の財産管理における『公益性』の形成過程」鈴木龍也編『宗教法と民事法の交錯』9頁（晃洋書房、2008年）。なお、本稿Ⅱ1は以下の箇所も同書によるところが大きい。
- ⁴⁾ 安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈—』117頁（岩波書店、1979年）。
- ⁵⁾ 牛尾・前掲注(3)10頁。
- ⁶⁾ 明治8年10月27日太政官達第185号。
- ⁷⁾ 辻善之助『日本仏教史研究第4巻』217頁（岩波書店、1984年）。
- ⁸⁾ 明治5年8月30日大蔵省達第118号。
- ⁹⁾ 明治11年9月9日内務省達乙第57号。
- ¹⁰⁾ 牛尾・前掲注(3)21頁。
- ¹¹⁾ 明治13年12月13日太政官達第61号、明治13年12月17日内務省達乙第52号。
- ¹²⁾ 明治19年6月8日内務省訓第397号。
- ¹³⁾ 牛尾・前掲注(3)21頁。
- ¹⁴⁾ 牛尾・前掲注(3)22頁。
- ¹⁵⁾ 民法典編纂に関する歴史的動向については、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』（弘文堂、2010年）7頁の年表を参照。
- ¹⁶⁾ 林良平＝前田達明編『新版注釈民法(2)』10頁〔林〕（有斐閣、1991年）。田中實はこの点につき、人事編5条は特許主義に属し、原則として法人を認めない立場、または制限的にのみ法人を認める立場だと評する（田中實『公益信託の現代的展開』16頁（勁草書房、1985年））。また牛尾洋也は、同条はフランス民法の影響により法人擬制説（あるいは否認説）を基盤としていると指摘する（牛尾・前掲注(3)26頁）。
- ¹⁷⁾ 石井良助は、民法草案の理由書の起稿者が草案の起草者だと見てさしつかえないであろうと述べている（石井良助「民法草案人事編理由書解題」『明治文化資料叢書第3巻法律編上』8頁（風間書房、1959年））。そのように解すると、草案6条の起草者はその理由書の起稿者である熊野敏三ということになる。
- ¹⁸⁾ 熊野敏三起稿「民法草案人事編理由書上巻」石井良助編『明治文化資料叢書第3巻法律編上』41頁（風間書房、1959年）。
- ¹⁹⁾ 林＝前田編・前掲注(16)同頁。牛尾・前掲注(3)26頁。
- ²⁰⁾ 熊野・前掲注(18)42頁。
- ²¹⁾ 熊野と同じく旧民法典起草に携わった磯部四郎は、その著書の中で「我国ハ古来ノ慣習ニ因リ社寺又ハ町村組合等ノ如キ稍ヤ法人ニ髣髴タルモノナキニアラスト雖モ其組成ニ至テハ曖昧ニ属スト云ハサルヘカラス」という（磯部四郎『民法〔明治23年〕釈義 人事編之部（上）〔復刻版〕』25頁（信山社、1997年））。社寺は法人によく似ているが、それを認めるにはまだ曖昧な点がある。だからこそ、特別法で詳細を規定するという起草者たちの意向が推測される。
- ²²⁾ 牛尾・前掲注(3)27頁。
- ²³⁾ 林＝前田編・前掲注(16)同頁。
- ²⁴⁾ 「未定稿本／民法修正案理由書」広中俊雄編『民法修正案（前三編）の理由書』92頁（有斐閣、1987年）。
- ²⁵⁾ 法人規定審議段階における法典調査会の審議手続は、主査委員会と委員総会の二段階とされ、総会の議決をもって議決が確定された（法典調査規程6条、13条参照）。しかし、審議の効率上問題があったため、総則編の途中（代理の規定）から主査委員会と委員総会の一本化を行い、審議を進めた。
- ²⁶⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法主査会議事速記録」『日本近代立法資料叢書13』107頁（商事法務研究会、1988年）。

- ²⁷⁾ 2004（平成 16）年の民法口語化、2006（平成 18）年の公益法人法制改正後は 33 条 1 項「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」となった。
- ²⁸⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 108 頁。
- ²⁹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 397 頁。
- ³⁰⁾ 林＝前田編・前掲注¹⁶⁾ 187 頁。
- ³¹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 398 頁。
- ³²⁾ 大審院判事や司法省民刑局長を歴任した法実務家。
- ³³⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 400 頁。
- ³⁴⁾ 司法官僚で、のちに大審院院長を務めた。
- ³⁵⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 402 頁。
- ³⁶⁾ 現在の法制度では、大多数の社寺・教会などは民法上の公益法人ではなく、特別法の宗教法人となっている一方、いわゆる葬儀会社のように宗教・祭祀といった公益に関するものであっても非営利目的ではなく、会社法制の適用を受けている団体も存在している。このような現状を見ると、民法が公益目的か否かではなく、非営利目的か否かを成立要件として明示したことには意義があったのではなかろうか。もっとも、既に述べた 2006（平成 18）年の公益法人制度改正で、先にふれた横田案のように公益目的か否かを要件として明示するようになった。このことを民法を中心とする新しい非営利法人法制の体系全体の中でどのように位置付けるのか今後検証が必要であると思われる。
- ³⁷⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 401 頁。
- ³⁸⁾ 衆議院議員。当時の第二次伊藤内閣で法制局長官を務めていた。
- ³⁹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 437 頁以下。
- ⁴⁰⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注²⁶⁾ 438 頁。
- ⁴¹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法総会議事速記録」『日本近代立法資料叢書 12』254 頁以下（商事法務研究会、1988 年）。
- ⁴²⁾ 牛尾・前掲注³⁾ 28 頁。
- ⁴³⁾ 我妻栄『新訂 民法総則（民法講義 I）』135 頁（岩波書店、1965 年）。
- ⁴⁴⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法整理会議事速記録」『日本近代立法資料叢書 14』119 頁（商事法務研究会、1988 年）。
- ⁴⁵⁾ 議論の様子は、法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法施行法議事要録」『日本近代立法資料叢書 14』31 頁以下参照（商事法務研究会、1988 年）。
- ⁴⁶⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法施行法整理会議事速記録」『日本近代立法資料叢書 14』28 頁（商事法務研究会、1988 年）。
- ⁴⁷⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注⁴⁶⁾ 31 頁。
- ⁴⁸⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注⁴⁶⁾ 32 頁。
- ⁴⁹⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注⁴⁶⁾ 5 頁。
- ⁵⁰⁾ 牛尾洋也は、この当時勃発した「曹洞宗騒擾問題」を契機とする「国家と宗教」との関係に関する重大な方針の展開によるものと推測する（牛尾・前掲注³⁾ 29 頁）。
- ⁵¹⁾ 内務省参事官、内務省土木課長を歴任した官僚。
- ⁵²⁾ 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注⁴⁶⁾ 8 頁。